

第16回 木曾三川下流部船舶対策協議会

平成30年 6月 7日

国土交通省 中部地方整備局

木曾川下流河川事務所

議事等

1. 不法係留船対策スケジュール
2. 不法係留船の状況
3. 重点的撤去区域における対策
(桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路)
4. 重点的撤去区域における対策
(海津市海津町油島地先)
5. 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸
6. 放置禁止指定
7. 第2次計画に基づく具体的な実施内容

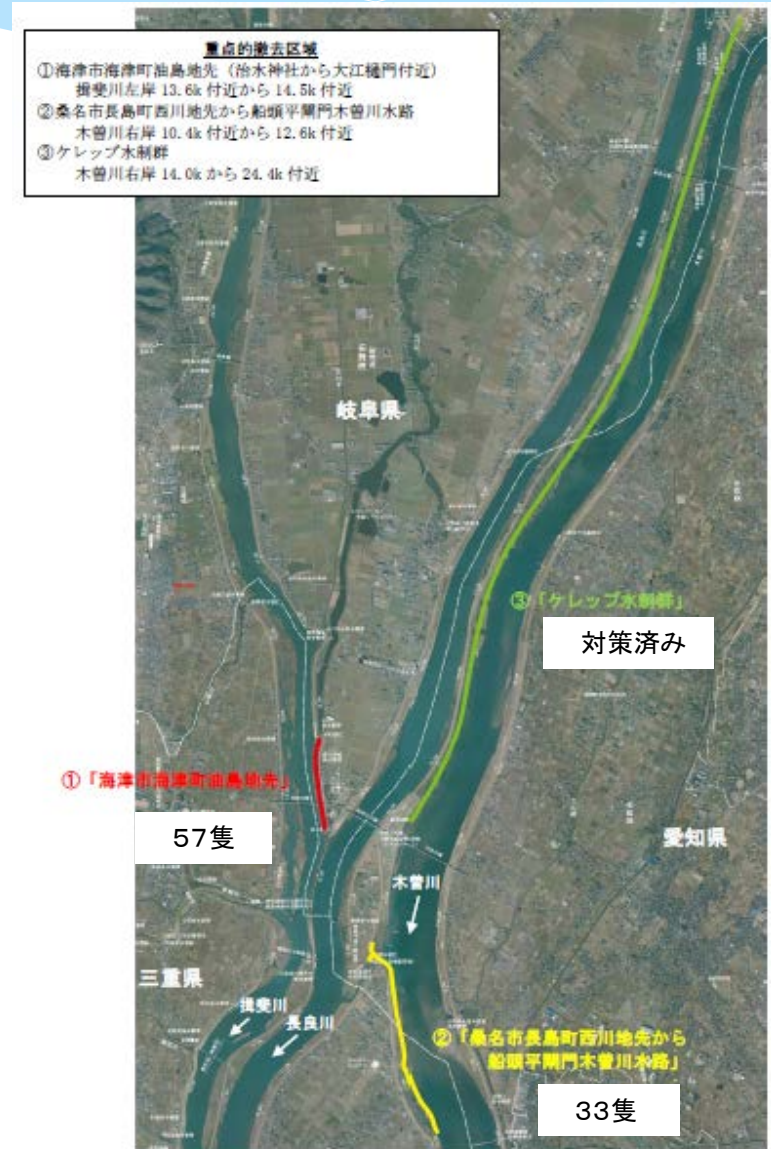
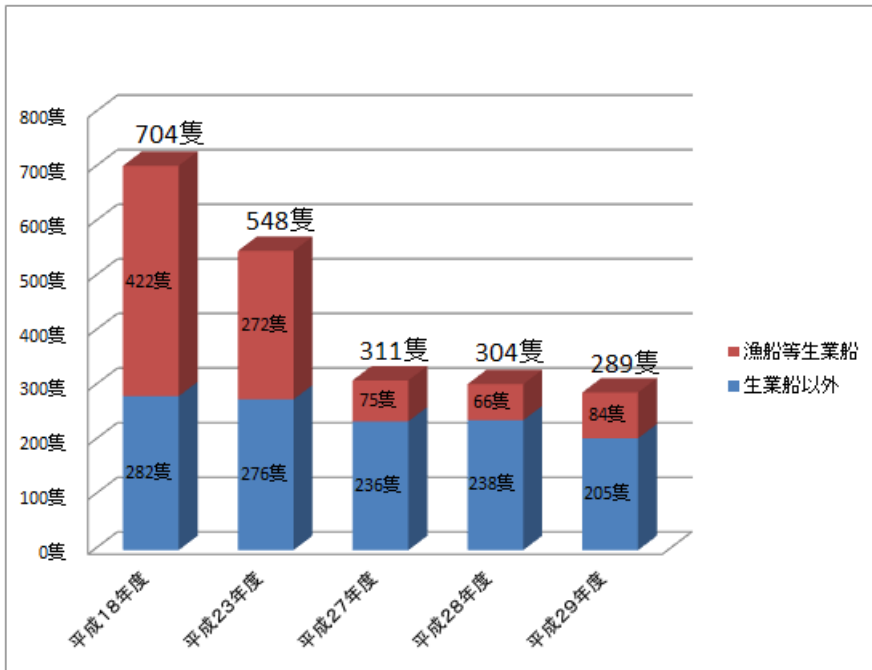
1. 不法係留船対策スケジュール



2. 不法係留船の状況

不法係留船の推移

	平成18年度	平成23年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
無許可船舶	704	548	311	304	289
漁船等生業船	422	272	75	66	84
生業船以外	282	276	236	238	205



3. 重点的撤去区域における対策

(桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路)

1) 現在までの検討状況

○H30.5.11. 国、桑名市打合せ

→桑名市としては、特定の漁協のための新規係留施設設置は現時点では難しい。

2) スケジュール

年度	平成30年度	平成31年度
桑名市	新規係留施設の候補地調整 (木曾川右岸) → 並行して漁協へ、変形護岸への移動を継続的に説得する →	
木曾川下流 河川事務所	桑名市の動きをフォローアップ → H30.5 行政代執行 予算要求	H31.12 行政代執行 H31.12 簡易代執行

4. 重点的撤去区域における対策 (海津市海津町油島地先)

1) 現在までの検討状況

- H30.3.5 国、海津市、海津漁協 現地確認
- H30.3.16 国、海津市、海津漁協 打合せ
- H30.5.17 国、海津市 現地確認

2) スケジュール

年度	H30	H31	H32	H33	H34
海津市	計画決定	予算要求	設計	施工・移動	
木曾川下流 河川事務所	(所有者不明船8隻) H30.9 公告・現地看板 H30.12 簡易代執行			予算要求 (行政代執行)	残存船舶 →行政代執行)

5. 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸

1) 概要

河川工事の支障となった船舶の移動先として、国が整備し、桑名市が占有許可を受けて管理を行っている変形護岸。

ただし、プレジャーボートについては係留期間を10年間と定めたものの、現在も、そのほとんどは移動が行われず、係留が続いている。

(許可期限後は、占有廃止の検討を条件に更新を継続している。)

2) 一時的に認めている変形護岸(H34まで)

○上之輪新田(揖斐川右岸7.3k)

○下深谷部(城の堀)(揖斐川右岸8.1k)

○下深谷部(野球場前)(揖斐川右岸9.2k)

○上之郷(揖斐川右岸12.8k)

6. 放置禁止指定

1) 指定スケジュール

官報告示 4月23日
記者発表 4月23日
施行 5月 7日

- ・記者発表:事務所ホームページに掲載(4月23日)
- ・毎日新聞(4月26日)、読売新聞(4月28日)に掲載
- ・関係市町の広報誌へ掲載(6月号)

2) 今後の実施方針

- 不法係留船近くの堤防坂路・階段などに周知看板を設置
(河川管理者・所轄警察署連名。重点的撤去区域5月、その他区域6月)
- 重点撤去区域を優先的に警告文書等で是正指示
- 放置禁止指定のリーフレットを各県市町、警察署、日本小型船舶機構、道の駅、マリーナ等に配布を予定しております。

7. 第2次計画に基づく具体的な実施内容

1) 変形護岸係留許可船舶の適正な管理について(依頼)

1. 係留船等実態調査(提出期限:毎年6月30日)
2. ナンバープレートの貼付(準備期間:平成30年9月30日まで)
3. 係留施設維持管理計画書への記載事項
 - ①船舶の避難場所、避難方法
 - ②浚渫や樹木伐開などの変形護岸内の維持管理

以上について、H30. 4. 2関係市町へ依頼させていただきました。
ご協力をお願いいたします。

河川内に無許可で 船舶を係留することは 法律違反です。

法律
違反

なぜ河川に係留してはいけないのか？

無許可で河川内に船舶に係留することは、様々な支障を引き起こすおそれがあります。



係留杭による護岸の損傷



台風等によって船舶が沈没し、
燃料流出による水質の悪化



船舶流出による家屋への
二次被害

出典：国土交通省 北上川下流河川事務所 提供

東日本大震災での事例

■不法係留船への取り組み

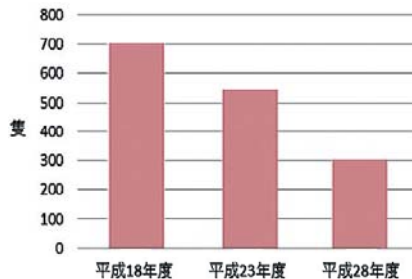
国土交通省木曾川下流河川事務所では、平成19年度より船舶所有者への指導、強制的な撤去措置を実施するなど、不法係留船対策を実施しています。



強制的な撤去措置の実施

■多数の船舶が不法係留されています。

木曾三川下流部における不法係留船は、減少しているものの、未だに多数の船舶が河川に不法に係留されています。



木曾三川下流部における不法係留船対策に係る計画 (第2次)が策定されました。

■木曾三川下流部に許可なく船舶に係留されている方は…

自主的な撤去、マリーナ施設等への船舶の移動をお願いします。

なお、船舶の移動をされない場合は、指導・撤去を実施する場合があります。

■木曾三川下流部の係留施設に船舶に係留されている方は…

施設の管理者(各市町)の指導のもと、施設の維持管理、係留船舶の管理の徹底をお願いします。

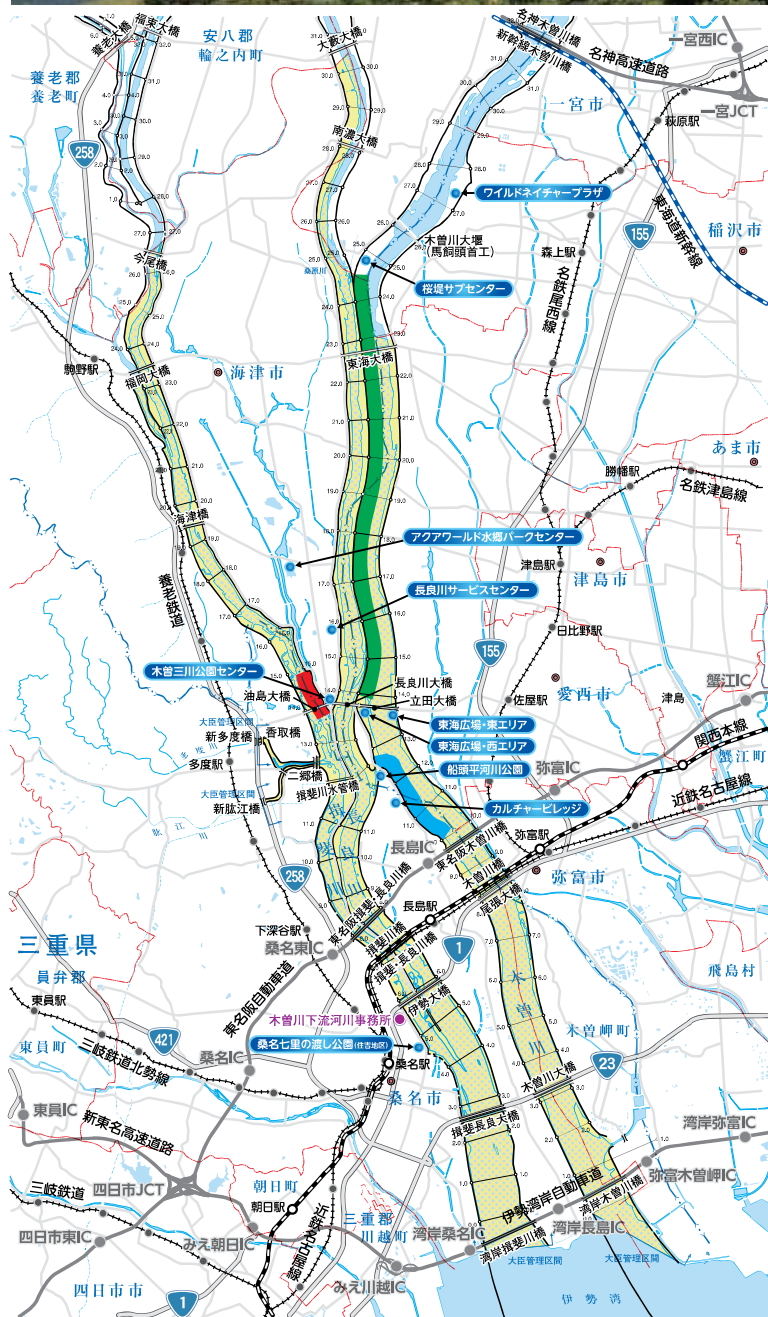
ホームページで詳細をご紹介します。

木曾川下流不法係留

検索

河川法施行令改正により 平成30年5月から 放置禁止指定 することになりました。

世界に誇れる木曾三川へ。
公共の水面は、みなさんが共有する財産です。



船舶の放置行為は 罰則が 適用されます!

- 河川法施行令改正(平成26年4月1日)により、船舶など河川管理者が指定したものをみだりに捨て又は放置することが禁止行為として追加され、3ヶ月以下の懲役又は20万円の罰金を科されることになりました。
- 木曾川下流河川事務所では、河川に放置された船舶の対策をより強化することや予防を目的に、管理する管内の全ての河川で「船舶」を指定します。
- 船舶の放置等を禁止する区域

木曾川、長良川、揖斐川、多度川、脇江川の内、木曾川下流河川事務所が管理する区域

重点的撤去区域において、 強制的な 撤去措置を 実施します。

河川法の規定に基づき
指示等並びに強制的な撤去措置
(簡易代執行・行政代執行)を実施します。

放置禁止指定範囲

■ 木曾川下流河川事務所が管理する全区域

重点的撤去区域範囲

- 海津市海津町島地先(治水神社から大江樋門付近)
- 桑名市長島町西川地先から船頭平開門木曾川水路
- ケレップ 水制群

■ お問い合わせ先



国土交通省 木曾川下流河川事務所

■ 住所 〒511-0002 三重県桑名市大字福島 465

占用調整課

■ 電話番号 0594-24-5718

■ FAX 0594-24-5725